



弊社は「民事信託」の実績がございます



～わたくし人・もらう人も安心～

「民事(家族)信託」

■ 認知症になると、「本人しかできないこと」ができなくなります

賃貸借/管理委託契約
修繕/新規建築関連契約



修繕/新規建築関連の借入



共有名義の不動産処分



子や孫への贈与

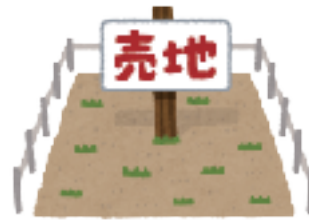


預貯金の引出し



*生活/病院/契約等の支払

不動産の売却



遺言作成



*遺言作成は信託できません



「民事(家族)信託」を考えてみませんか

Q 「後見制度」とはどう違うの？

A 「被後見人(わたくし人)の財産を守る」ことが制度の主旨のため、生前贈与など、原則わたくし人の資産の運用・処分ができなくなります。

Q 「遺言」とはどう違うの？

A 遺言は、相続発生後に効力が発生するため、生前の認知症には効力がありません。

＜表現を簡略化しているため、詳細は弊社にお問合せ下さい＞

税理士法人ブレインパートナー

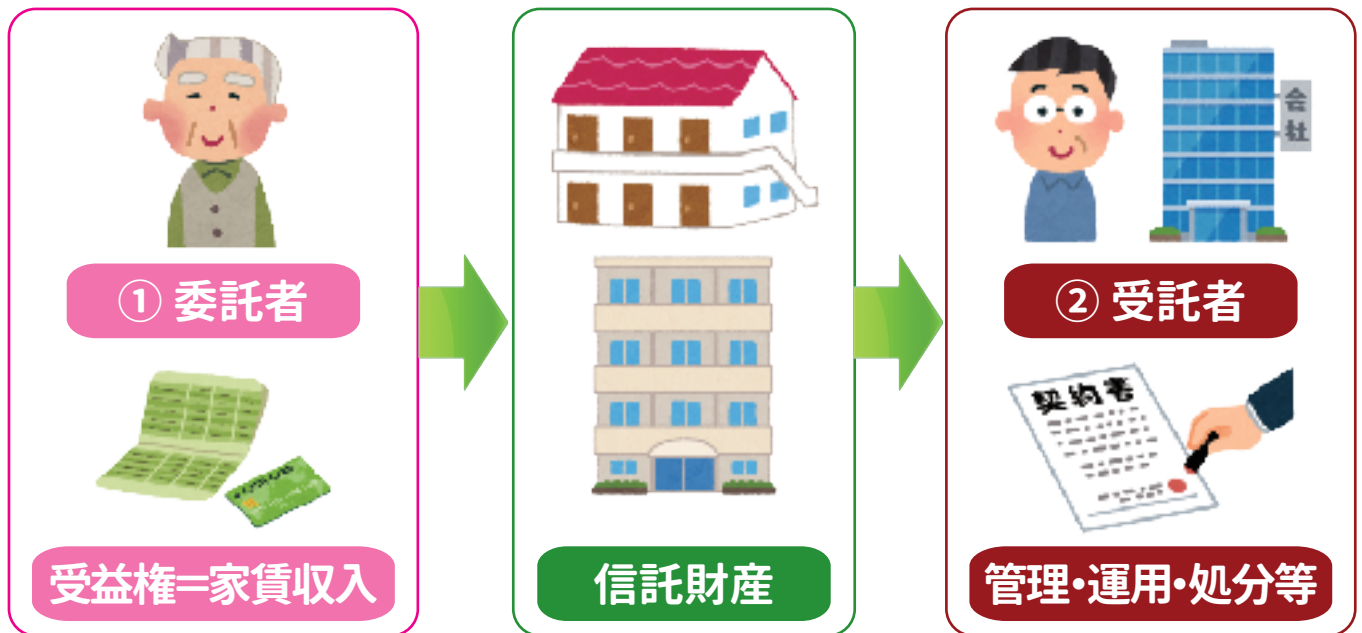
〒450-6419 名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号大名古屋ビルディング 19 階 TEL : 052-446-7830 FAX : 052-446-7831

「民事(家族)信託」とは

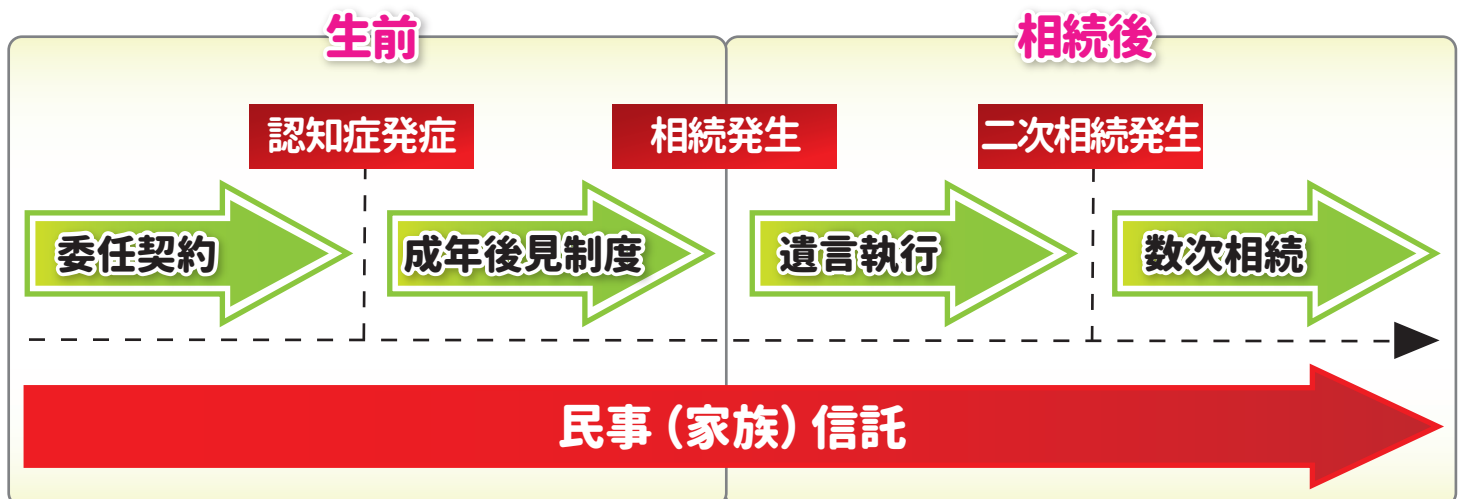
「財産を持っている人が、信頼できる人（及び法人）に、自分の財産の管理や処分をする権限を託す」という財産管理のしくみです。

例 課題

- ・今は元気だが、病気や認知症を考えると、先々の売却や修繕等が心配
- ・今、子供たちに不動産を渡すと、多額の贈与税がかかるし、収入がなくなる
- ・遺産分割協議をさける為に遺言作成も考えている
- ・妻がもし認知症になったら、妻の不動産や預金が動かせなくなる
- ・不動産を法人保有にしようか検討しているが、自社株の承継も気になる
- ・二次相続の対策や、先祖代々の土地を分散させないようにしたい



<民事(家族)信託は、生前・相続後の財産管理が可能です>



<表現を簡略化しているため、詳細は弊社にお問合せ下さい>